

○ふじみ野市章取扱要綱

平成18年4月6日

告示第117号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市を象徴する公の標章であるふじみ野市章（以下「市章」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(使用基準)

第2条 市又は市の事業で使用する場合のほか、市章を使用することができる基準は、次のとおりとする。

- (1) 市の尊厳を損なわないものであること。
- (2) 市章の品位を損なわないものであること。
- (3) 営利、政治活動、宗教的活動又は売名を目的としないものであること。
- (4) 期間を定めて使用するものであること。
- (5) 市の事業と混同されるおそれのないものであること。
- (6) ふじみ野市章の制定（平成18年ふじみ野市告示第113号）に定める形状及び色を表示できるものであること。
- (7) 市章に隣接して他の図形を配し、市章の一部と混同されるおそれのないものであること。

(使用の承認)

第3条 市章を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、市職員（非常勤職員及び特別職の職員を含む。）及び市議会議員としての名刺に使用する場合は、この限りでない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付すものとする。

3 第1項の規定により使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市章使用承認申請書（様式第1号）に当該使用に係る仕様が分かるものを添えて、市長に提出しなければならない。

4 市長は、使用の承認又は不承認の決定をしたときは、市章使用承認（不承認）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(令5告示160・一部改正)

(承認の取消し等)

第4条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該承認に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を差し止め、又は当該承認を取り消すことができる。

- (1) 第2条各号の使用基準に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により使用の承認を受けたとき。
- (3) 使用の承認の条件に従わないとき。

2 市長は、前項の規定により市章の使用の条件を変更し、若しくは使用を差し止め、又は当該承認を取り消したときは、市章使用（条件変更・差し止め・取消

し) 通知書(様式第3号)を使用者に通知するものとする。

3 第1項の規定による措置によって使用者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、市章の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年告示第160号)

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

ふじみ野市長 あて

住 所

(団体名)

氏名(代表者)

電話番号

市章使用承認申請書

下記の内容でふじみ野市章を使用したいので、ふじみ野市章取扱要綱第3条第3項の規定により、申請します。

記

1 使用目的

2 使用する物件又は印刷物、その数量及び使用箇所

3 使用期間 年 月 日～ 年 月 日

4 その他

注意事項

使用を予定している原案等があれば添付してください。

様式第2号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

ふじみ野市長



市章使用承認(不承認)通知書

年 月 日付けで申請のあったふじみ野市章の使用について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 使用の可否について
次の内容で承認します(不承認とします)。
- 2 使用目的
- 3 使用する物件又は印刷物、その数量及び使用箇所

4 使用期間 年 月 日～ 年 月 日

5 使用の条件

6 不承認の場合その理由

注意事項

申請に係る物件又は印刷物を作成しましたら、速やかに見本を提出してください。ただし、提出し難いものにあつては、写真等に代えることができます。

様式第3号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

ふじみ野市長



市章使用(条件変更・差止め・取消し)通知書

年 月 日付けで承認したふじみ野市章の使用について、下記のとおり(条件変更・差止め・取消し)の決定をしたので通知します。

記

- 1 決定事項
条件変更・差止め・取消し
- 2 決定の理由
ふじみ野市章取扱要綱第4条第1項第 号に該当のため。
- 3 該当事由
- 4 条件変更の場合その内容
- 5 その他

注意事項

決定内容により、速やかに変更又は使用の停止をしてください。